

ジェネリック医薬品で医療費の節約を！

～ 20年4月から「ジェネリック医薬品」が利用しやすくなりました ～

ジェネリック医薬品とは？

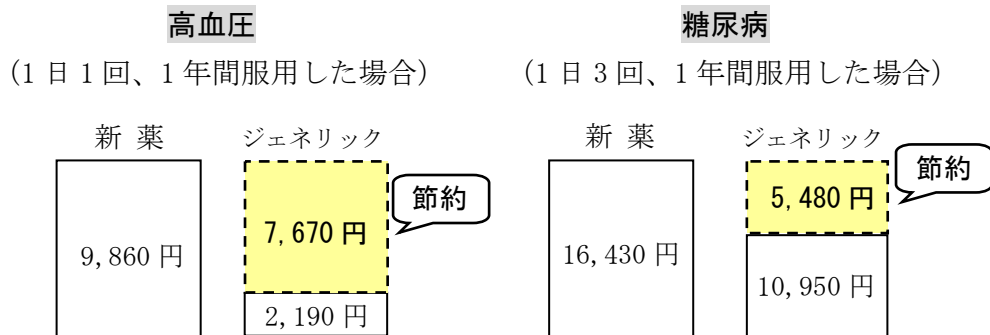
新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される「**後発医薬品**」のことです。

ジェネリックのメリットは？

① 新薬に比べて価格がかなり安い

新薬に比べ、開発コストを抑えられるため、**新薬と同じ成分・同じ効き目でも価格は新薬より2～7割程度も安い**

【代表的な例（自己負担3割）】



② 新薬での実績に加え、品質も再評価されている

新薬と同じように厚生労働省の厳しい審査を受けて承認されているため、**薬としての有効性や安全性は確認されている**

「処方せん」の様式が変わりました

これまで、処方せんに医師の署名があるものだけしか、ジェネリック医薬品に替えることができなかつたため、ジェネリック医薬品の普及は、なかなか難しい状況でした。

このため、20年4月診療分から、医師が署名するのは「ジェネリック医薬品に替えてはいけない場合のみ」という方法に変更されましたので、これからは、**医師の署名がない処方せんは、みなさんの希望により、薬局などで自由にジェネリック医薬品に変更することができます。**

ただし、薬によってはジェネリック医薬品がないものもありますので、まず、薬剤師の方に相談してみてください。

処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証、被保険者手帳の記号・番号	

患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称		
	生年月日	明大 昭平	年 月 日	男・女		電話番号
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名		印

交付

変更前

後発医薬品への変更可

保険医署名

署名があれば変更可

↓

署名がなければ変更可

変更後

後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印

保険医署名

備考

↻

後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印

保険医署名

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	印	公費負担医療の受給者番号	

ジェネリック医薬品で薬代の節約

ジェネリック医薬品は、新薬に比べて価格が安いことから、今後「医療費を節約する薬」として大いに期待されています。

共済組合にとっても、みなさんの家計にとっても、薬代の節約につながりますので、ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう。